

令和 7 年度第 3 回 京都地方最低賃金審議会

議事録

令和 7 年 8 月 27 日（水）

午前 10 時 30 分～午前 11 時 41 分

京都労働局 6 階会議室

京都労働局
京都地方最低賃金審議会

京都労働局

令和7年度 第3回 京都地方最低賃金審議会

令和7年8月27日（水） 午前10時30分～11時41分
(京都労働局 6階会議室)

●労側委員、■使側委員、○公益、事務局

○川部賃金室長

それでは、第3回京都地方最低賃金審議会を開催します。
開催前に事務局から、傍聴者の出席状況、報道機関の取材について報告させていただきます。

本日の会議は公開とし、傍聴者の出席は現時点で2名となっております。
また報道機関は、京都新聞とNHKの2社が取材に来ておられます。テレビカメラは、ただいまの頭撮りと答申手交時のみとさせていただきます。
本日はリモート参加で、坂本委員にご出席いただいているのですが、声のほう
は聞こえますか。音声は入っておりますか。
少しお待ちください。

(接続の調整・確認のため中断)

○川部賃金室長

坂本委員、これで聞こえますでしょうか。

■坂本委員

だいじょうぶです。

○川部賃金室長

それでは会長、開会をお願いいたします。

○岩永会長

それでは、ただいまから第3回京都地方最低賃金審議会を開催いたします。
本日の出席状況の報告をお願いいたします。

○川部賃金室長

本日の出席状況について報告します。

公益代表委員 5名、労働者代表委員 4名、使用者代表委員はリモート参加を含め 4名、合計 13 名の出席により、本審議会は有効に成立していることを報告します。

また、本日の会議は、議事録を作成するため、議事録署名人を決めていただきますようお願ひいたします。

○ 岩永会長

本審議会が成立していることを確認いたしました。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を決めたいと思います。

労使各側、どなたかお願ひできますでしょうか。

では、労働者側は門野委員に、使用者側は石垣委員にお願ひいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日の議事の 1 点目は、京都府最低賃金の改正についてです。

この間、専門部会において精力的に審議され、結論が出たようですので、そのご報告をいただき、本審として審議を行いたいと思います。

それでは、櫻井部会長、報告をお願ひいたします。

○ 櫻井部会長

坂本委員、聞こえていらっしゃいますか。

(接続の調整・確認のため中断)

■ 坂本委員

はい。大丈夫です。

○ 櫻井部会長

それでは、続けさせていただきます。

そうしましたら、事務局から部会長報告の配布をお願ひいたします。

○ 事務局

(報告書を配布。)

○ 川部賃金室長

少々お待ちください。

(接続の調整・確認のため中断)

○櫻井部会長

紙で配布いただいた部会長報告の内容は坂本委員にお伝えしているのですか。

○川部賃金室長

まだかと思います。今日、この場でお配りしているので。

○櫻井部会長

だとしたら、ZOOMで資料をアップするとかしなくてもいいのですか。

○川部賃金室長

メールで送信しているかを確認します。

○櫻井部会長

はい、お願ひします。

○小笠原労働基準部長

大変申し訳ございません。

今、坂本委員には電話をつないでいただくように準備を進めておりますのと、並行して、こちらのリモート、画面でのセッティングも併せて修理をさせていただいておりますので、坂本委員の電話がつながり次第、再開というふうにさせていただきたいと思います。

申し訳ございません。

○櫻井部会長

報告書のほうはメールで送っておられる。

○川部賃金室長

今、確認しています。

○櫻井部会長

確認中ですか。では、それを確認してからのほうがよろしいでしょうね。

○川部賃金室長

そうですね。いましばらくお待ちください。

(接続の調整・確認のため中断)

○川部賃金室長

坂本委員、声は聞こえておりますか。

■坂本委員

はい、聞こえています。

○川部賃金室長

そうですか。ありがとうございます。

そうしましたら、議事を再開いただけますでしょうか。

○櫻井部会長

はい、では再開いたします。

会場では報告書のプリントアウトが紙で配られております。坂本委員には、メールで送る確認をなさっているということでよろしいですか。

○川部賃金室長

はい。

○櫻井部会長

よろしいですか。じゃあ、この報告の内容に移らせていただきますね。

(坂本委員へ向かって) 聞こえにくいでしょうか。大丈夫ですか。はい、ありがとうございます。

では、京都府最低賃金専門部会の審議状況の審議の経過および結果について、ご報告いたします。

まずは審議の経過についてです。

本年度は、7月31日の第1回専門部会以降、中央最低賃金審議会の目安答申が遅れたため、8月1日と4日の専門部会を延期した後、第2回が8月5日、第3回が翌日の6日、第4回が7日、第5回が8日。そして、第6回が8月18日、第7回が8月19日、そして第8回が本日、合計8回の専門部会を開催して審議をしてまいりました。

ごく簡潔に経過をご報告申し上げます。

第1回の専門部会では、まず、部会長および部会長代理を選任し、事務局から地賃改正額の審議に必要となる令和7年度賃金実態調査結果等の資料の説明を受けました。

その後、審議に入りましたが、中賃の目安答申が示されなかったため、労使双方から、地賃改正額の審議に向けた基本的な考え方をお聞きしました。

このとき労働者側からは、春闘での高い賃上げ水準を未組織労働者や最賃近傍労働者の労働条件に波及させ、物価高による最賃近傍労働者の生活への影響を踏まえ、実質賃金を意識して議論したいなどの考えが述べられました。

使用者側からは、本来、国や地方自治体が取り組むべきことと、企業としてできることを意識したうえで、最賃を決定する3要素を踏まえ、賃金改定状況調査第4表の賃上げ率を見ながら検討を進めたいなどの考えが述べられました。

第2回専門部会では、中賃目安答申の内容について事務局から説明を受けた後、労使各側と公益委員による個別協議を行い、京都府を含むBランクの目安額63円を踏まえ、改正額および発効日について、労使双方の意見をお聞きしました。

第3回専門部会では、冒頭、中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージを視聴したあと、労使各側と公益との個別協議を行い、引上げ額にかかる具体的な額が提案され、はじめに使用者側のほうから歩み寄りの金額が提示されました。

第4回専門部会では、前回専門部会での使用者側からの歩み寄り意見を受け、労使各側と公益委員との個別協議を重ね、労使双方から、さらに歩み寄りの金額が提示されました。

第5回専門部会では、部会長報告の付帯決議について、使用者側委員から案文の提案を受け、労使双方に分かれて個別協議を行い、公労使各委員から意見が出され、次回専門部会までに修正を行うことを確認しました。

発効日についても、個別協議を重ね、労使双方の意見をお聞きしましたが、意見の一一致には至りませんでした。

第6回専門部会では、まず部会長報告の付帯決議の修正案について全体審議を行い、付帯決議の内容をおおむね確定しました。

また、改正額および発効日についても、労使各側との個別協議において審議を継続し、労使の意見調整を行いましたが、意見の一一致には至らなかったため、公益案を提示せざるを得ない状況となりました。

第7回専門部会では、労使の意見を可能な限り踏まえた公益案を示し、審議を継続しました。

本日、第8回の専門部会では、前回までの議論を踏まえた審議を継続し、以下の公益案を示しました。

公益案は、引上げ金額、64円、改正後の金額、1,122円、発効日は令和7年11月21日とする内容です。

その後、公益案の採決を行いました。その結果、専門部会におきましては、賛成4名、反対1名、棄権1名により、賛成多数で公益案が決定されました。

また、政府への支援策等の付帯決議につきましても、公労使で検討した内容を盛り込み、改正額および発効日とともに、本日報告する京都府最低賃金の改正決

定に関する報告書において取りまとめました。

以上が、簡単ではありますが、審議の経過および結果です。

報告文につきましては、事務局から読み上げをお願いいたします。

○川部賃金室長

ありがとうございます。大変申し訳ないのですけれども、坂本委員へ、ただいまメールでこの報告文を送付している状況です。

坂本委員申し訳ありません。メールでお受け取りいただきて、印刷のほうをしていただきて中身を確認いただきたいのですが、可能でしょうか。

お願ひいたします。

皆さん、大変申し訳ありません。

○本間賃金室長補佐

坂本委員、申し訳ないです。今、聞こえていますか。

■坂本委員

聞こえています、大丈夫です。

○本間賃金室長補佐

メールで今、私がお送りしましたが、確認いただけますでしょうか。

■坂本委員

(確認中)

はい、届いております。

○川部賃金室長

それでは、私のほうから、お配りした部会長報告書を読み上げさせていただきます。

京賃審発第 16 号

令和 7 年 8 月 27 日

京都地方最低賃金審議会

会長 岩永 昌晃 殿

京都地方最低賃金審議会 京都府最低賃金専門部会

部会長 櫻井 純理

京都府最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月17日、京都地方最低賃金審議会において付託された令和7年度京都府最低賃金の改正決定について審議を重ねたところ、労使の意見は一致しなかったので、公益代表委員から提示された別紙の結論に達したので報告する。

最終ページの別紙をご覧ください。

別紙

京都府最低賃金

1 適用する地域

京都府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,122円

5 この最低賃金において賃金に算入していないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年11月21日

では、本文に戻ってください。

なお、今回の報告に当たっては、材料費、エネルギー費などの高騰を背景として、労働者の生活状況及び中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が悪化している現状を踏まえ、以下のことを要望する。さらに、本要望については、実施の可否やその時期等について、適時適切なフィードバックを行うことを強く求める。

1 物価高騰対策の実施

現在、最低賃金付近で働く労働者が抱える生活上の課題は、急激な物価高騰に大きく起因している。この問題に企業負担となる最低賃金の引上げで、専ら対応しようとするることは適切ではなく、政府が主体的に取り組むべき政策課題と考える。まずは抜本的な物価安定に資する対策を政府や地方自治体等、行政機関が主体的かつ積極的に講じるよう強く要望する。

2 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境の整備

政府の掲げる「賃上げを起点とした成長型経済の実現」を達成するためにも、生産性向上に向けた「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等現行補助制度の思い切った要件緩和や拡充、価格転嫁対策の一層の徹底に加え、中小企業・小規模事業者を対象とした税の減免や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等公的負担に係る軽減措置など賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する。

3 中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げの影響軽減策の実施

今回の最低賃金の引上げが中小企業・小規模事業者の倒産や廃業の増加につながらないようその影響を軽減するために、特に、①業務改善助成金について設備投資や人材育成投資等を伴わなくても活用できる等要件緩和を行うこと、また、②非正規労働者の待遇改善等を支援するキャリアアップ助成金等の各種助成金制度の拡充、③賃上げを行う企業に対する法人税の優遇措置である賃上げ促進税制の見直し・拡充、さらに、④賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等を強く要望する。

4 「年収の壁」による就労調整が起こらない制度の改正

多くの企業が慢性的な人手不足となっている中、各種の「年収の壁」があることで、最低賃金の大幅な引上げが就労調整につながっていることは大きな課題である。所得税法上の扶養、社会保険制度における扶養又は第三号被保険者に関する所得要件について、人口構成や社会環境の変化も踏まえ、最低賃金の引上げが就労調整につながることのないよう、抜本的に再構築することを強く要望する。

5 最低賃金の地域間格差による労働力流出の防止

最低賃金の地域間格差による労働力移動は当審議会においても昨年度から重要課題として議論となっている。しかしながら、これは都道府県を超える広域的な現象であり、各地方最低賃金審議会で解決できる内容ではない。特に、外国人労働者の労働移動が拡大することも今後予想される。中央最低賃金審議会において最低賃金の地域間格差と労働移動の実態を把握し、抜本的な対策を講じられることを要望する。

6 最低賃金の発効日

昨今の最低賃金の大幅な引上げに伴い、発効日に関する労使双方の見解にも相違が生じている。使用者代表委員からは、年末の就労調整への対応のみならず、給与改定の影響が相当数の正規社員にも及び、短期間での改訂処理が企業に過大な負担をもたらすことから、発効時期を先送りすべきとの意見が出された。他方、労働者代表委員からは、最低賃金は労働者の生存権に関わる重要な問題であり、一刻も早く発効すべきとの主張があった。

これらの課題は全国共通であり、各地方ごとに判断すべき問題ではなく、

中央最低賃金審議会において一定の方針を示していただきたい。

7 本年度の審議会運営

経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において「各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。」との方針が示された。

京都地方最低賃金審議会においても、これを踏まえた議論を行うべく、具体的な補助金や交付金の内容や規模の提示を見込んでいた。しかしながら、現時点に至るまで当該支援策の詳細についての情報が示されなかつたことで、審議会における議論が進展しないなどの大きな影響を受けたと言わざるをえない。

このような状況は、最低賃金審議の実効性のある審議の確保の観点からも極めて残念な事態であり看過できないと考えている。この点について、京都地方最低賃金審議会として遺憾の意を申し述べるものである。

加えて、閣議決定された「中小企業・小規模事業への大胆な後押し」については最低賃金に関わる事業者を一者たりとも取りこぼさない、賃金上昇で受ける経営的負担に対する直接的な実効ある大胆な支援を必ず実行されることを政府に強く要望する。

以下、専門部会委員のところは、省略させていただきます。

では、部会長のほうから、会長あて、報告書をお渡しいただきます。

ご準備をお願いいたします。

（櫻井部会長から岩永会長へ、報告書を手交）

○岩永会長

専門部会の公労使各委員の皆様におかれましては、回数を重ねて熱心にご審議いただきまして、どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

●■○各側委員

（質疑なし。）

○岩永会長

ないようですので、それでは専門部会の報告を審議会の答申としてまとめたいと思います。

ご意見があれば、お願ひをいたします。

●■○各側委員

(意見なし。)

○岩永会長

専門部会では全会一致に至らず採決となりましたが、本審議会においても採決をとるということでよろしいでしょうか。

●■○各側委員

(異議なし。)

○岩永会長

それでは、採決をとりたいと思います。

先ほどの専門部会の会長報告をもって審議会の答申内容とすることについて、賛成、反対の順で採決をとります。

まず、賛成の方は挙手をお願いいたします。

8名です。

続いて、反対の方、挙手をお願いいたします。

3名です。

採決の結果、賛成が8名、反対が3名、そして棄権が1名でしたので、専門部会報告の内容をもって、局長あてに答申するということで結審いたします。

事務局で答申文案の作成をお願いします。

○川部賃金室長

それでは、別室で答申文案を作成しますので、しばらくお待ちください。

坂本委員、すみません、聞こえておりますでしょうか。

この後、答申文案をメールで送らせていただきますので、受け取って確認をお願いできますでしょうか。

■坂本委員

はい。

(答申文案作成中のため中断)

○岩永会長

それでは、この内容で答申文案を配布し、事務局のほうで読み上げてください。

○川部賃金室長

すみません、今、会長に内容を確認いただいたところで、坂本委員へメールで送らせていただきますので、到着を確認するまで少しお待ちください。

(文書到達確認のため中断)

○川部賃金室長

坂本委員のほうで、答申文の内容が確認できましたら、合図をお願いいたします。

■坂本委員

あ、今、届きました。

○川部賃金室長

文書は、開けましたか。

■坂本委員

はい、開けました。

(答申文案を配布中)

○川部賃金室長

そうしましたら、答申文案をこちらのほうで読み上げさせていただきます。

答申文（案）

京賃審発第 17 号

令和 7 年 8 月 27 日

京都労働局長

角南 巍 殿

京都地方最低賃金審議会

会長 岩永 昌晃

令和7年度京都府最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月17日付け京労発基0717第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙の結論に達したので答申する。

この別紙と、「なお」以下につきましては、先ほどの専門部会報告と同じ内容になりますので、読み上げは省略させていただきます。

以上になります。

○岩永会長

答申文については、ただいまの内容でよろしいでしょうか。

●■○各側委員

（異議なし。）

○岩永会長

ただいまの内容をもって局長への答申文にいたします。

事務局は、答申文を作成してください。

○川部賃金室長

それでは、別室にて答申文を作成しますので、作成までの間、しばらくお待ちください。

また、報道機関の皆さんには、カメラのご準備等がございましたら、スタンバイをお願いいたします。

（答申文、作成中）

○川部賃金室長

文書の準備が整いましたら、少しカメラの撮影時間もありますので、手交の状態で少し静止をしていただきますようにお願いいたします。

（会長から局長へ答申文を手交）

○川部賃金室長

それでは、労働局長から、ひと言ごあいさつを申し上げます。

○角南労働局長

京都労働局長の角南でございます。

ただいま令和7年度の京都府最低賃金の改正につきまして、岩永会長からご答申をいただきました。

さる7月17日、私のほうから改正の諮問をさせていただきましたが、委員の皆様方には、猛暑が続く大変な時期に、例年以上の多数回にわたりまして、熱心なご審議を賜り、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

そして本日、京都府最低賃金を時給1,122円とする答申をいただきました。

現行の京都府最低賃金が1,058円ということでございますので、引上げ額は64円、目安額プラス1円ということでございます。率にしますと6.05パーセントということになります。

この最低賃金の額でございますけれども、最低賃金の表示方法が変更となりました平成14年以降、引上げ額、引上げ率ともに最高の数値ということになってございます。

京都労働局といたしましては、本日の答申を受けまして、発効に向けた所要の手続きを今後進めてまいりたいと思ってございます。

委員の皆様方には、引き続き、異議の申出がありました場合には、ご審議をいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

今般、改正の決定をいただいた最低賃金額につきましては、まずもって十分な周知、所要の手続きを経た後ということになりますけれども、十分な周知を図るほか、付帯決議にもありました、中小企業・小規模事業者への支援策をセットにして、府内の使用者・労働者の皆様への周知・広報を行うとともに、行政として、最低賃金法を遵守いただく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本日は、誠にありがとうございました。

○岩永会長

それでは、公示、発効など、今後の手続きと日程等について、事務局から説明をお願いします。

○川部賃金室長

ただいま、京都府最低賃金について答申をいただきましたので、本日中に答申内容を公示し、あわせて答申に対する異議申出の公示を行うこととしております。

異議申し出の期間につきましては、最低賃金法第12条に基づき、9月11日木曜日とします。

異議の申出があった場合は、第5回本審議会を9月12日(金)午前9時30分から、ハートピア京都第5会議室で開催いたします。

発効日については、本日決定された答申の内容に基づき、令和7年11月21日金曜日の指定発効日といたします。

事務局からは以上となります。

○岩永会長

ただいまの事務局の説明について、ご質問はありませんでしょうか。

●■○各側委員

(質疑なし。)

○岩永会長

それでは本日、専門部会での審議が結審し、本審において局長への答申が済んだところで、労使双方から総括的なご発言はありますでしょうか。

大西委員、お願いします。

●大西（幹）委員

大西でございます。

私のほうから一言、申し上げさせていただきたいと思っております。

今年度は、社会的にも注目度が非常に高まっていた中での審議会であったように考えておりますが、私ども労働者側としては、中央最低賃金審議会で提示された目安の根拠を京都に置き換えて議論を進めていくべきと考え、物価上昇、とりわけ食料の価格上昇が、最低賃金近傍で働く方の生活を大きく毀損していることをふまえ、生計費を重視して議論してまいりました。

こうした議論の結果、64円、目安プラス1円ということで、2015年以降、目安どおりの金額で決定してきたということからも、今回の審議において、プラス1円となったということは、非常に評価すべきことだと考えております。

それと、発効日についてですが、最賃は生存権にもつながると考えておりますので、一日でも早い発効が当然という考えは、労働者側として変わるものではありません。

ただ、この問題については、地方性があるというものではありませんので、改めて中央での審議に期待したいと考えております。

最後になりますが、取りまとめいただきました公益委員の皆様、また使用者側の皆さん、事務局の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。以上でございます。

○岩永会長

それでは使用者側委員、石垣委員お願ひします。

■石垣委員

石垣でございます。

本年度につきましては、8回の審議ということで、ほんとうに、これまでで最長の議論を重ねてきました。そういった意味では、労側の委員の皆さん、また公益の先生方にもご助力いただいた結果が、本日の結果であろうと思っております。その旨、まずは感謝申し上げたいと思います。

ただ、先ほど大西委員もおっしゃったのですが、中賃で決められた目安、63円が、京都で適切な目安としての判断材料になるのかどうか、そういったことについては、使用者側としても求めていきたいところです。

単に、生鮮食品の消費者物価指数という意味ではなくて、京都において、ほんとうに63円が審議するにあたって妥当な目安になるのかどうか、京都に置き換えて、同様に訴えてきたところです。

京都においては、基本的に第4表に基づいたところから議論を進めさせていただいたのですが、それでは、目安とはかなり大きな乖離があるため、できる限り目安に近づいた形で議論を進めさせていただいたところです。

しかしながらほんとうに、引上げ額は非常に大きいところですし、付帯決議の中にも入れさせていただいておりますが、発効日については、多くの懸念すべきことがあり、中でも年末の就労調整への対応といったこともかんがみながら、また給与改定の影響が正規社員にも及ぶこと、あるいはその事務量といったところも勘案して、準備期間を相当取っていただきたいというお願いをさせていただいたところです。

この部分について、一定の範囲で労側にもご理解いただけたことについては、今年度、ほんとうに感謝申し上げたいと思います。

そういった意味で議論を重ねてきた結果、今日、こういった形で答申いただけたことになったことについては、皆さん方のご協力があつてのことだと思います。また労働局の皆さん方につきましては、こちらのほうの周知徹底と、それからしっかりととした指導、そして期待されている大胆な補助金政策の後押しをしっかりとお願いしたいと思います。私からは以上です。

深沢委員から、お願いします。

■深沢委員

深沢でございます。

石垣委員の総括、まとめの後で恐縮ですが、使用者代表委員の中で唯一、賛成の手を挙げさせていただいたので、一言、その根拠について述べさせていただき

たいと思います。

今回の最低賃金の引上げ幅に関しては、中賃から示された目安もそうですし、さらにプラス1円で64円という決定について決して賛成ということではなく、やはり中小企業、小規模事業者さんにとっては、かなり大きな負担になるというところは、私もそういう認識であります。

ただ今回、発効日のところもかなり主張させていただきました。中賃から発効日に関して柔軟な対応を、ということが示されました。この「中賃の柔軟な対応」というのは、この周知の期間、あるいは賃上げ原資の確保期間を十分取るというような趣旨がありました。一方、我々の主張としてはどちらかと言うと、一つ目は税年度の最後にあたる年末に最低賃金が引き上がることで、最賃近傍で働く方々の就労調整の問題です。やはり企業側にとって、繁忙期になる年末に働いていただけないという問題がありましたので、そこを強く主張させていただきました。二つ目は影響率です。いわゆる正規従業員の方でも、10パーセント近くの労働者の方に影響するということもありましたので、場合によっては賃金表の書き換え等、かなり期間を要する手続きが必要だということもありました。その二点から、できれば税の年度が変わる1月1日ということを主張させていただきました。今回、一定我々の主張を斟酌いただき、これまでには基本的には最短のスケジュールでの発効だった中、11月21日という結論に達したことは非常に画期的なことでしたので、賛成をさせていただきました。そのことを付け加えさせていただきます。

いずれにしましても、これは公労使みんなで決めたことですので、発効されましら着実に実効されるように、使用者側としてもきちんと対応していきたいと思います。

ここでやはり、企業の負担に対して、今回、付帯決議にまとめた内容について、行政、本省、あるいは京都労働局も含め、実行されるように改めてお願ひをしておきたいと思います。

いずれにしましても、皆さんのご協力でこの結論を迎えたことについて、改めて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○岩永会長

ただいま労使双方から総括の発言等いただきましたが、そのほかこの地賃についてのご意見等ございましたら、お願ひできればと思いますが、よろしいでしょうか。

○岩永会長

門野委員、お願ひします。

●門野委員

労側委員の門野でございます。

私は今回、棄権をさせていただきました。その理由だけ、少し述べさせていただきたいと思います。

いろいろとお話がありましたが、やはり発効日の部分について、労側の委員としまして、法定発効でなく指定日発効になったところに関して、どうしても賛成すべきなのか反対すべきなのかというところに少し悩みがあったというのが事実でございます。

確かに、京都はずっと目安どおりでいくなかで、今回、プラス1円になったということについては、労側委員としては非常に喜ばしいことなので、発効日のところで賛成に回るべきなのかということで、ずっと悩んでおったのですが、ほかの都道府県で結審されているところを見ますと、やはり発効日を遅らせるにはそれなりの理由等もありますし、労側委員につきましては、反対、ないしは退席等をされているという実態もあります。その中で、はたして賛成としていいのかという部分もありまして、悩みに悩んだ結果、本来は棄権すべきではないとは思うのですが、結論が出なかったということで棄権をさせていただいたところです。

私の言動等で混乱等もあったかと思いますが、うまくさばいていただいて、結論に導いていただいた公益委員の皆さん方と、ご迷惑をおかけしました使側の皆さんにも感謝を申し上げたいと思います。事務局にも感謝を申し上げたいということです。ありがとうございました。

○岩永会長

そのほか、ございますでしょうか。

それでは次の議事に移りたいと思います。

次に、特定最低賃金の改正決定の必要性にかかる新たな申出が、本日、行われたようですので、追加の諮問について、事務局から説明をお願いします。

○川部賃金室長

本日、改めて各種商品小売業の申出がございました。簡単に主旨を説明しますので、追加配布させていただいた申出書をご覧ください。

諮問文と一緒に渡しするので、先に主旨の説明をさせていただきます。

当初、労働者側から7月29日に申出のあった、各種商品小売業の申出書では、賃金の最低額にかかる労働協約の最下限額は1,115円となっておりましたが、地賃改正額が1,115円を上回る可能性が高いものと労働者側が判断し、当初の

申出を取り下げたうえで、最も低い 1,115 円の協約を除き、改めて申出が行われたものです。

今回の申出によりまして、協約の最下限額が時間額 1,130 円となっております。

それでは、本日申出のあった改正 1 業種について、局長から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問をさせていただきたいと思います。

局長、会長、準備をお願いいたします。

(局長から会長へ、諮問文を手交)

○川部賃金室長

ありがとうございました。

それでは、諮問文の写しを配布させていただき、事務局から諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文、配布中)

○本間賃金室長補佐

坂本委員、先ほどメールさせていただきましたが、諮問文の写しは届いておりますでしょうか。

■坂本委員

はい。

○本間賃金室長補佐

ありがとうございます。

○川部賃金室長

それでは諮問文を読み上げます。

京労発基 0827 第 1 号

令和 7 年 8 月 27 日

京都地方最低賃金審議会

会長 岩永 昌晃殿

京都労働局長

角南 巍

京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下表のとおり最低賃金の改正決定を求める申出があったので、同法第 21 条の規定により、当該最低賃金の改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以下の枠囲みのところですけれども、各種商品小売業の 1 業種について、改正の必要性の有無について、京都地方最低賃金審議会の意見を求める内容でございます。

それでは、局長から一言お願ひいたします。

○角南労働局長

当初の 5 業種の改正の申し出のうち、1 業種につきまして、本日、取り下げのうえ、改めて申出を受けたことから、これについて諮問をさせていただきました。

当初の申出分と合わせ、改正決定の必要性につきまして、ご審議をいただくようよろしくお願い申し上げます。

○岩永会長

ただいま局長から、1 業種の改正決定の必要性の有無について諮問を受けました。

今年度の特定最低賃金の必要性審議の方法は、全員協議会で行い、当該産業の関係労使の意見が十分反映した形で審議を進めることを既に決定しております。

今後の特定最低賃金の必要性審議にかかるスケジュールについて、事務局から改めて説明をお願いします。

○川部賃金室長

今後の必要性審議の日程は、すでに各委員にお示ししているとおり、9 月 2 日火曜日午前 10 時から第 3 回全員協議会、翌 3 日水曜日午前 9 時から第 4 回全員協議会を開催して、関係労使の意見聴取を実施し、続いて 3 日の 11 時 15 分から第 4 回本審議会を開催する予定としていますので、労使双方のご対応をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○岩永会長

はい、では、事務局から再確認があったスケジュールに基づき、労使双方のご対応をお願いいたします。

そのほか、ご質問などはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

●■○各側委員

(質疑なし。)

○岩永会長

それでは、以上で本日の審議会を終了いたします。

各委員の皆様、専門部会と本審での長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。